

## 宇宙活動に対する国の監督について 論点整理（たたき台）

平成 21 年 3 月 12 日  
宇宙開発戦略本部事務局

このたたき台は、宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ第1回会合資料6「当面の検討課題について」において提示した「Ⅱ. 宇宙活動に関する法制の整備に係る検討事項」中、国の許可、監督の態様に関連する論点について具体的な検討の方向性を御議論いただくために提示するものである。

### 1. 総論

#### (1) 国が監督する目的

- ① 非政府団体の宇宙活動に対する国の許可及び継続的監督に係る国際約束（宇宙条約第6条）上の義務の適切な実施
- ② 宇宙活動から生命・身体、第三者の財産といった公共の安全を確保
- ③ 民間事業者が宇宙活動を行うためのルールを予め明確化することにより民間事業者の宇宙開発利用を促進
- ④ 我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請

#### (2) 宇宙活動に対する国の監督の方法

宇宙活動法の適用を受ける宇宙活動を行おうとする者に対して宇宙活動を行う場合に行政庁の許可を受けることを義務付け、当該許可を受けずに宇宙活動を行った場合は、罰則を科すものとする方法とすべきである。

#### (3) 許可を受けて行うことができる宇宙活動の範囲

宇宙活動のうち、宇宙活動法が適用される者による宇宙活動が既に行われているもの又は宇宙活動の実施可能な具体的計画が確定し得る以下の宇宙活動について、直ちに許可の仕組みを整備すべきである。

- ・ 宇宙物体の打上げ
- ・ 外国で人工衛星を外国に打上げを行わせる行為
- ・ 宇宙物体の再突入
- ・ 人工衛星管理
- ・ 射場、再突入地点の管理

その他有人宇宙活動等については、事業主体や事業内容が具体的に確定し、国において適切な安全基準の設定が可能な段階に至ったものから、順次許可の仕組みを新たに整備していくこととしてはどうか。

## 2. 許可を受けて行うことのできる宇宙活動

以下の宇宙活動について、以下のとおり許認可の枠組みを整備すべきである。

### (1) 宇宙物体の打上げ

#### 1) 許可を与える基準

##### ① 経理的基礎・技術的能力を有すること

- ✓ 経理的基礎とは、当該宇宙活動を確実に実施する資力、第三者損害賠償責任の履行能力（注）を有すること。技術的能力とは、当該宇宙活動を確実に実施する人的（専門技術者）物的（施設・設備）手段を確保できること（以下同じ）

（注）第三者損害賠償（宇宙損害責任条約に基づき我が国が損害賠償を行った場合の求償を含む）資力が担保できること。具体的には、第三者損害賠償責任保険の加入や賠償資金の供託などの方法が想定される。

##### ② 宇宙物体の構造、性能（「設計」段階及び「製造」段階のロケット・射場システムの安全適合性）、宇宙物体の打上げの時期、方法（打上げミッションの安全性）について公共の安全及びスペースデブリ発生の抑制が確保されていること

※ 同一型式のロケットが何度も製造される場合については、型式の設計を証明すること（型式証明制度）により、審査の一部工程の省略可

※ 国外打上げの場合、外国により適切な審査が行われていると認める場合は、審査の一部工程の省略可

##### ③ 我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請に反さないこと

#### 2) 打上げ許可の有効期間

#### 3) 射場

国内においては、(5)により国の許可を受けた射場（空中発射、海上発射の場合の取扱いは要検討）以外からの打上げを禁止すべきである。

なお、射点との安全適合性は、1)②により担保

#### 4) 情報提供（宇宙物体登録に要する情報含む）

ロケット2段目、宇宙活動法の適用を受けない外国の人工衛星管理者の保有する外国衛星に関する事項を含む

#### 5) 国の許可の取り消し、変更命令

※我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請の観点からの取り消し、変更命令を含む。

### (2) 外国で人工衛星を外国に打上げを行わせる行為

#### 1) 許可を与える基準

##### ① 経理的基礎・技術的能力を有すること

- ② 打上げの時期、方法について安全が確保されていること  
※当該外国により適切な審査が行われていると認める場合、本件について審査の一部工程の省略可
- ③ 我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請に反さないこと
- 2) 情報提供（宇宙物体登録に要する情報含む）
- 3) 国の許可取り消し、変更命令  
※我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請の観点からの取り消し、変更命令を含む。

### (3) 宇宙物体の再突入

#### 1) 許可を与える基準

- ① 経理的基礎・技術的能力を有すること
- ② 宇宙物体の構造、性能、宇宙物体の再突入の時期、方法、場所（再突入物体が地表（水面を含む）に到達する地点（以下「再突入地点」という。))について安全が確保されていること  
※国外の再突入地点への帰還の場合、当該外国により適切な審査が行われていると認める場合、本件について審査の一部工程の省略可
- ③ 我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請に反さないこと

#### 2) 再突入の許可の有効期間

#### 3) 情報提供（宇宙物体登録に要する情報含む）

#### 4) 国の許可の取り消し、変更命令

- ※我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請の観点からの取り消し、変更命令を含む。

### (4) 人工衛星管理

#### 1) 許可を与える基準

- ① 人工衛星の管理を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- ② 我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請に反さないこと  
《検討事項》

許可は、個々の人工衛星ごとに与えるのが適切か、人工衛星の管理を業とする者に対して与えるのが適切か事業者の負担を勘案して判断すべき。

#### 2) 情報提供（宇宙物体登録に要する情報含む）

- ※ 人工衛星の打上げ、譲受、譲渡、機能停止（P）、消滅（P）（後二者については可能であれば）後一定期限内に行政庁に所要の情報提供義務付けてはどうか。

#### 3) 人工衛星の管理の終了、消滅

※ 人工衛星について運用の終了時の軌道の変更等スペースデブリ低減のための措置の義務付け

**4) 地位の承継**

管理の終了、管理の許可を受けた者が死亡、解散、合併した場合、相続人、事業の譲渡先、合併後の存続又は合併により設立された法人等への承継

**5) 国の許可の取り消し、変更命令（軌道変更、機能停止等の命令を含む。）**

※ 我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請の観点からの取り消し、変更命令を含む。

**(5) 射場、再突入地点の管理**

**1) 許可を与える基準**

- ① 経理的基礎・技術的能力を有すること
- ② 公共の安全が確保されていること（打上げる宇宙物体と射点との安全適合性は、(1)1)②において担保）
- ③ 我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請に反さないこと

**2) 情報提供（宇宙物体登録に要する情報含む）**

**3) 射場、再突入地点の廃止に係る事項**

**4) 地位の承継**

許可を受けた者が死亡、解散、合併した場合、相続人、事業の譲渡先、合併後の存続又は合併により設立された法人等への承継

**5) 国の許可の取り消し、変更命令**

※我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請の観点からの取り消し、変更命令を含む。

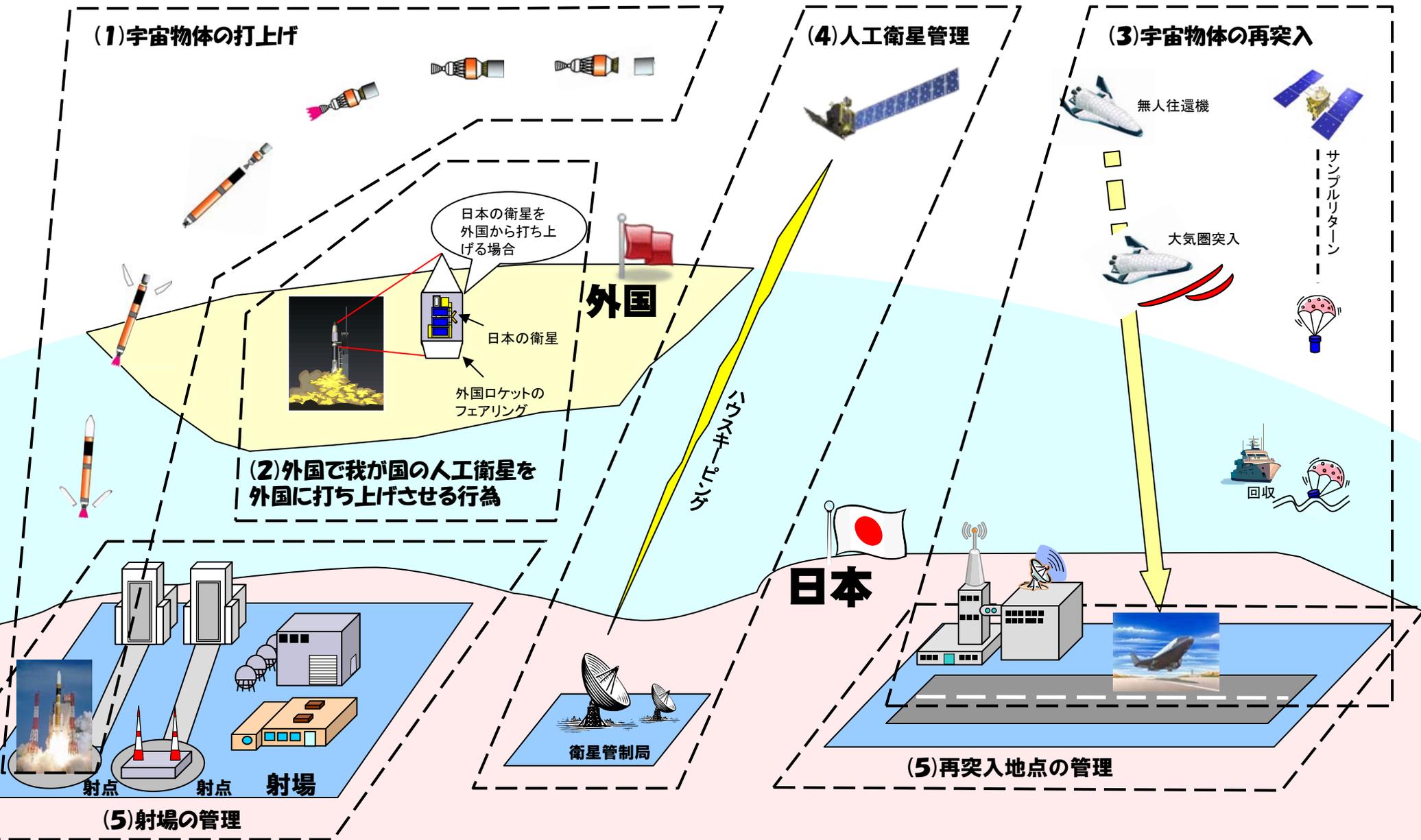
**3. その他の論点**

《検討事項》

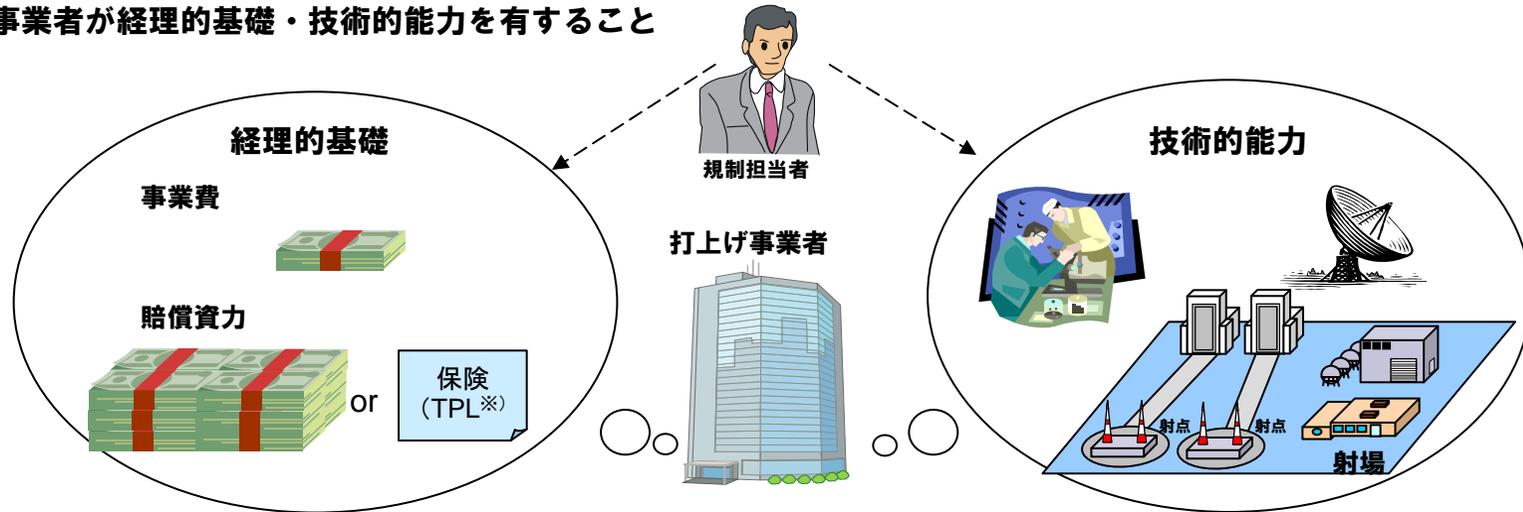
- 国の宇宙活動の取扱い
- 宇宙航空研究開発機構（JAXA）のような国の宇宙開発機関の取扱い
- 現行のJAXAの打上げ安全監理業務の宇宙活動法施行後の扱い
- 許可、監督に係る当面の事務量と国の審査部門の必要人員について

以上

# 許認可の対象となる宇宙活動（例）

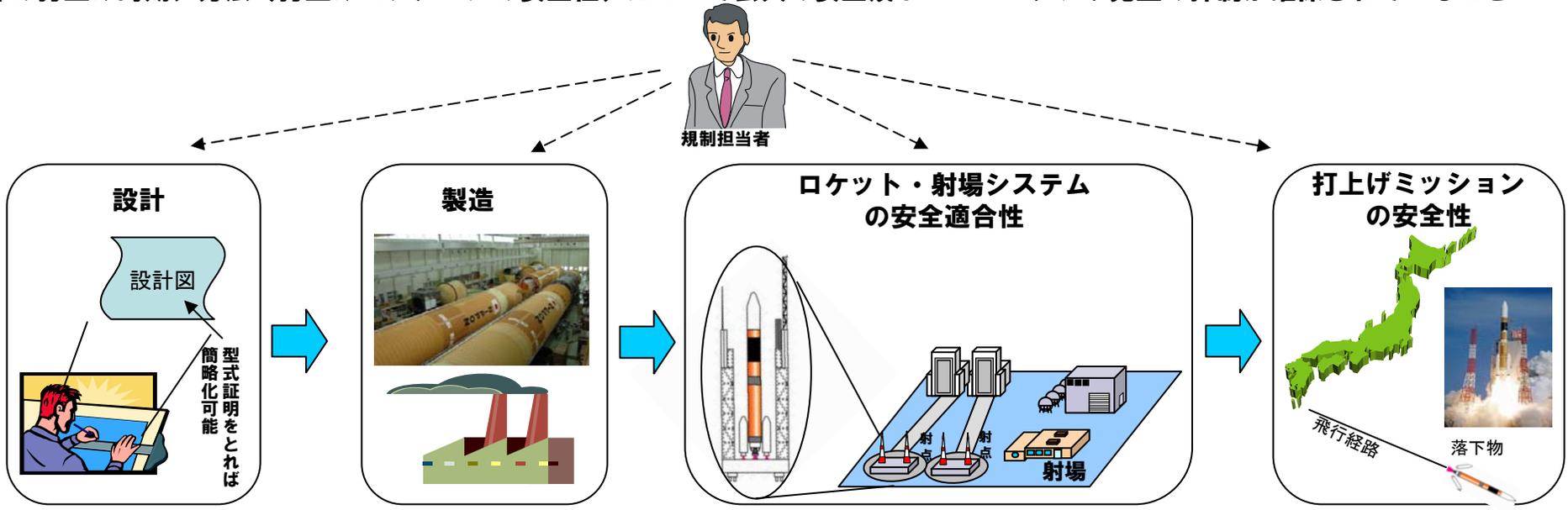


① 打上げ事業者が経理的基礎・技術的能力を有すること



※TPL=Third Party Liability Insurance(第三者賠償責任保険)

② 打上げ事業者において宇宙物体の構造、性能（「設計」段階及び「製造」段階のロケット・射場システムの安全適合性）、宇宙物体の打上げ時期、方法（打上げミッションの安全性）について公共の安全及びスペースデブリ発生抑制が確保されていること



③ 打上げが我が国の安全保障を始めとする外交政策上の要請に反さないこと